

北九州市人権行政指針・体系

資料①

■現行・第二次改訂版

人権文化のまちづくりの推進体系



■第三次改訂版(案)

目指す社会像「人権文化のまちづくり」

市民一人ひとりの日常生活のなかで、人権を尊重することが
当たり前の行動としてあrawすことができる社会

基本理念 ～人権文化のまちづくりを 進めるための3つの基本理念～

①人間の尊厳

市民の誰もが
大切にされるまち

②自立

市民が自ら考え
行動するまち

③共生・協創

市民が共に支え合い
人権文化を創るまち

「人権文化のまちづくり」の役割

市民

主体的な行動と
取組みの実践

地域

まちづくりの担い手による
ネットワーク形成

企業

人権に配慮した
企業活動

人権施策の5つの方向性

①施策の推進、実態調査、職員の育成

②教育（学校教育・社会教育）の推進

③啓発の推進

④関係機関・団体との連携

⑤相談対応